国名	アメリカ
公的年金の体系 保険料財源 税　財　源 企業・個人年金	１階建て 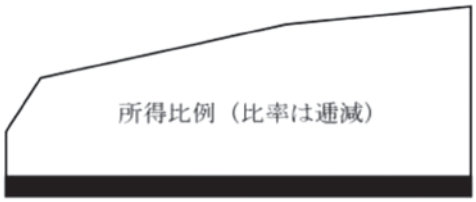 →現役時の平均所得（上限あり）
被保険者 （◎強制△任意×非加入）	以下の者（既に年金を受給している者も含む。）から保険料を徴収 ・◎被用者（パート労働者等を含む。別制度となっている一部の公務員等は適用除外） ・◎自営業者（年400ドル（約44,000円）以上の純営業所得がある者） ・×無職 受給資格を満たすためには，基準を上回る収入を一定期間以上得ることが必要であり，例えば老齢年金の場合，10年（40四半期）以上得ることが必要（2020年の四半期基準額1,410ドル（約155,100円））。
保険料率	12.4％（労使折半，自営業者は全額。徴収対象所得上限あり。徴収年齢上限なし。）
支給開始年齢	66歳（2020年。1955年以降生まれの者は支給開始年齢が段階的に引き上げられ，1960年以降生まれの者は67歳。） 62歳から割引した額を早期受給可（受給時期遅延等による割増制度もあり。）
受給額	受給者平均額（2019年12月）は，単身：1,489ドル（約163,790円），夫婦（配偶者が自己の年金を受給しない場合）：2,531ドル（約278,410円），寡婦（夫）1,421ドル（約156,310円）
給付の構造	老齢年金額は，賃金スライド後の現役時の賃金比例（最も高い35年間の平均）。 年金額計算式（月額）＝0.9A＋0.32B＋0.15C 　A：再評価済み賃金の960ドルまでの分， 　B：同960ドル超　5,785ドルまでの分， 　C：同5,785ドル超の分（2020年） 自己の年金を受給しない配偶者がいる場合1.5倍。
所得再分配	世代内での所得再分配については，1階建ての中で低賃金者を優遇するとともに，配偶者等にも手厚い給付を行う仕組み。世代間の所得再分配については，給付がおおよそ平均賃金上昇率で変動することから，人口変動がない限り，大きくはない。
公的年金の財政方式	給付建て（社会保険方式（税形式）・修正賦課方式）
国庫負担	原則，保険料を中心とした自収自弁。ただし，高所得者へ年金課税を行い，税収を社会保障信託基金に繰入れ。
年金制度における最低保障	11年以上被保険者である者に，被保険者期間（最高30年）に応じ最低保証（30年で単身：月額886.40ドル（2019年12月，約97,504円））
無年金者への措置	65歳以上の高齢者等を対象とする補足的所得保障制度（単身:最大月額783ドル（2020年，約86,130円），資産要件あり）等で対応。
公的年金と私的年金	現役時の所得に対する社会保障年金額の比率は，約4割。別途，企業等の従業員は，従業員福祉として，確定給付型・確定拠出型の年金プランの提供を受けており，従業員の56％が加入するほか（2019年3月），貯蓄（個人退職勘定）を行っている者もいる。
国民への個人年金情報の提供	従前25歳以上の労働者に毎年社会保障計算書を送付していたが，2011年4月から経費節減のため中止。代わりに，インターネット上で推定年金額を計算するサービスを提供。

※換算レートは１ドル＝110円（2020年４月中に適用された基準外国為替相場）で計算。

大江裕貴（厚生労働省　元大臣官房国際課アメリカの年金制度注１参照）

アメリカの年金制度

大江裕貴（厚生労働省　元大臣官房国際課[1]）

1．制度の特色

連邦政府が運営する社会保障年金制度（Old-Age, Survivors and Disability Insurance：OASDI）は1階建てで，保険料徴収は，被用者であるか自営業者であるかを問わず，原則として米国に居住している就労者を対象とし（一部の州・地方政府職員，鉄道職員などは適用除外），基準を上回る収入を一定期間以上得ることで受給資格を満たす。受給資格を持つ男性の割合は9割程度で安定しているが（人口比，90％（2018年）），女性については，就業率等の増加により，1970年の63％から86％（2018年）に上昇してきている[2]。

2．沿革

社会保障年金制度は，1935年の社会保障法の制定によって成立した。この法律は，1929年に始まった大恐慌を背景として，民主党のF.D.ルーズベルト大統領が行った「ニューディール」の一環として制定されたものであり，社会保障年金のほか，失業補償や高齢者，母子等に対する公的扶助などの規定が盛り込まれていた。

1935年の制度創設後，1970年代前半までのおよそ40年間は制度の拡大期であった。

前半の20年は主として対象範囲の拡大が行われ，具体的には，まず，1939年には家族や遺族が給付対象になり，1950年には非農業自営業者などへも適用対象者が大幅に拡大され，1954年には自営農業者も対象となった。

後半の20年は主として給付の改善であり，具体的には1960年代に給付額の引上げ，受給要件の緩和，支給開始年齢の引下げなどが行われ，1972年には給付額の自動物価スライド制が導入された。

1970年代後半から1980年代にかけては保険料収入の鈍化を背景として社会保障年金財政の長期的な懸念が高まり，創設以来の大改革が行われた時期であった。1981年に誕生した共和党のレーガン政権の下で，超党派による「社会保障年金改革全国委員会」（委員長の名をとって通称「グリーンスパン委員会」と言われる）を設置し，その勧告に基づいて，1983年に，保険料率を前倒しした引上げ，満額支給開始年齢（65歳）の段階的引上げ（完了は2027年），従来非課税であった年金給付のうち，高所得者について最高50％まで課税，といった項目を柱とする大改正を行った。社会保障年金については，この83年改革以降大きな制度改革は行われていない。なお，クリントン政権時に超党派による改革の機運が盛り上がったほか，ジョージ・W・ブッシュ大統領時に，その一部を，個人が運用方法を指定できる確定拠出型の個人退職勘定（401（k）に類似）で代替する案（いわゆる「社会保障の民営化」）が提唱されたが，いずれも頓挫している。

3．制度体系の概要

高齢期の所得保障において，社会保障年金は主柱となっているものの，退職前の平均賃金の4割程度の所得代替率であり，介護費用等も考えれば十分な老後を送ることは困難である。十分な老後を送るためには一般に退職前の賃金の7～8割が必要とされ，社会保障年金に加え，企業年金や個人退職勘定（Individual Retirement Account：IRA）が「3本の椅子の足」として退職後の所得を補っている。

社会保障年金は一定の家族にも給付があり，老齢給付の場合，62歳以上の配偶者（62歳未満であっても，家族給付を受けている16歳以下又は障害児を養育している場合を含む。また，10年以上婚姻していれば，離婚している妻も別途受給可），18歳までの子供（高校就学中の場合は19歳まで，22歳未満で障害が発生した未婚の者には年齢制限なし）に，それぞれ本人受給額の半額（老齢年金受給対象年齢に満たない配偶者については減額，また家族給付の総額が一定額を超えると減額）が支給される。

また，年金受給対象年齢となった場合，自分の年金記録ではなく，配偶者の年金記録に基づき老齢年金給付を受けることも可能である（自分の年金との併給は不可）。配偶者が死亡した場合には配偶者の年金額を遺族年金として受給（世帯としては，1.5倍→1倍，ただし65歳以上）することもでき，専業主婦や低賃金労働者等にとって，実質的な男女の就労環境の違い等に配慮した手厚い措置となっている。他方，育児休業時等の特例制度は，設けられていな

い。

無年金又は社会保障年金が低額の者には，65歳以上の者等を対象とする補足的保障所得制度が存在し，低所得で資産が乏しいことを要件に，補足的な金銭給付が行われる。額的には，社会保障年金の長期加入者最低保証額も含め，いずれも連邦政府が公表している絶対的貧困基準（月額換算で約1021.75ドル（約112,393円，65歳以上単身者，2019年））[3]を下回っているが，補足的栄養援助制度（昔のフードスタンプ）や貧困者医療制度（メディケイド）等とあいまって低所得高齢者の生活を支えている。

なお，米国の場合，高齢期の公的医療給付（メディケア）も，就業時の保険料支出等に基づき受給権が発生する制度となっており，ナーシングホーム費用等も対象としている。

遺族の所得保障については，本人死亡時の年齢に応じ一定の期間（最大10年）本人が社会保障税（Social Security Tax）を支払っている場合，社会保障年金が給付される。給付対象者は家族給付とほぼ同様であるが，配偶者に関しては，16歳未満又は障害を持つ子を養育する場合又は一定の高齢に達した場合に対象となり（60歳からの早期受給が可能（障害者の場合には，50歳から）），２人の子供がいる母への遺族年金の平均受給月額は，2,907ドル（約319,770円，2019年）となっている[4]。なお，死亡の際には，一時金として遺族の１人に255ドル（約28,050円，2020年）が支給される。

障害時の所得保障については，障害発生時の年齢に応じ一定の期間（最大10年）社会保障税を支払っている場合（併せて直近も一定期間支払っていることが必要），社会保障年金が給付され，配偶者と子を持つ場合の平均受給月額は2,178ドル（約239,580円，2019年）となっている[5]。

４．給付算定方式，スライド方式

社会保障年金の給付額は，全国平均賃金指数で再評価後の年収（徴収対象となる所得に限る。資産所得等を含まず，上限あり）のうち最も高い35年の年収を平均し月額化して，平均賃金月額（Average Indexed Monthly Earnings：AIME）を求め，ベースとして，表の計算式により算定される。

「960ドル」，「5,785ドル」といった数字は2020年のものであり，このような分岐点（ベンドポイント）は，平均賃金の変化率に合わせて毎年改定される。

表の計算式でも分かるとおり，Aの乗率＞Bの乗率＞Cの乗率となっているので，低収入であった者ほど退職前の収入に対する代替率が高くなっており，2020年に66歳に到達し，新規に受給権を得た者の所得代替率は，中所得者層では41.6％であるが，低所得者層では56.1％となっている（2020年）[6]。

また，徴収対象所得に上限があるため，2020年に66歳で受給を始めた者への給付最高額（本人分）は，3,011ドル（約331,210円）となっている[7]。

受給後の毎年の年金額のスライドについては，生活費調整制度（COLAと呼ばれる。自動物価スライドとほぼ同じ）が導入されており，昨年の都市部の給料生活者や事務員に関する物価指数であるCPI-Wが増加傾向にあったため，2020年は前年比1.6％増となっている[8]。

62歳からの繰上げ支給や70歳までの繰下げ支給も認められており，62歳から繰上げ支給を受けた場合には，年金額は約25％の減額，1943年以降に生まれた者が66歳になっても支給を受けなかった場合には，１年繰り延べる毎に約８％の増額となっており，70歳で約32％の増額となる[9]。

また，実際の支給に際しては，原則自動加入となっている65歳以上を対象とした公的医療保険（メディケアパートB）の保険料が天引きされることとなっており，就労時に支払う部分（メディケアパートA）と併せ，医療費保障の側面を持っている。

５．負担，財源

前述のとおり，社会保障年金は，保険料を中心とした原則自収自弁の制度であり，保険料収入のほか，これを信託基金に預託した積立金からの運用収益，高額所得者の年金給付に対する課税収入の三者から構成されている（収入比は，89.0％，7.6％，3.4％（2020年）[10]）。

保険料は，雇用主，被用者からは「連邦保険料法税」（Federal Insurance Contribution ACT Tax。FICA税，賃金税（Payroll Tax）とも呼ばれる），自営業者からは「自営業税」として徴収されるが，連邦保険料法税は，その名のとおり実質的には社会保険料であり，連邦政府の限定された権限内で制度

を創設したため,「租税」という形式を採用している。連邦保険料法税の税率15.3％（対賃金（各種控除前））は，社会保障年金だけではなく，退職後の公的医療保険であるメディケアの給付財源（パートA：病院保険）も含んでおり，社会保障年金部分の税率は，12.4％（うち老齢・遺族年金保険料が10.6％，障害年金保険料が1.8％，被用者は労使折半，ただし，被用者分についても雇用主が源泉徴収し納付，自営業者は全額）となっている。社会保障年金部分については，課税対象限度額が設定されており（年収137,700ドル（2020年，約1,515万円）で必ずしも高額でなく，高所得者よりむしろ中所得層が社会保障年金内の所得再分配負担を担う効果が生じている。），平均賃金の上昇率に応じて毎年自動的に改定されることとなっている。

四半期毎に設定された基準（1,410ドル（2020年，約155,100円））を上回る収入を一定期間以上得ていれば受給資格を満たすが，保険料の未納には，重罪（felony）を含め民事刑事両面からの制裁があり，受給資格を満たしたことをもって未納が許されるものではない。また，基準を下回る短期アルバイト等の場合は「掛け捨て」になるほか，老齢年金受給後も，引き続き被用者，自営業者であれば，保険料の支払い義務が生じる。

6．財政方式，積立金の管理運用

徴収された保険料は，一旦国庫に納付された後，社会保障信託基金に繰り入れられる。信託基金は，老齢・遺族年金，障害年金，そしてメディケアパートA（病院保険）に分けて管理される。

預託された資金は，給付及び管理費用を除くほか，社会保障信託理事会（財務長官，労働長官，保健福祉長官，社会保障庁長官を含めた６人の理事から構成され，社会保障庁副長官が事務局長）が管理・投資を行うこととなっている。

社会保障年金制度は，原則として年金給付に必要な費用をその時々の現役労働者からの保険料で順送りに賄う「賦課方式」によって運営されているが，1970年代には異常な物価上昇等によって信託基金の積立金が減少し，また高齢化による年金財政の長期的な悪化が懸念され始めたことから，1977年及び1983年の改正において，現在の給付に必要とされる額よりも高めに保険料率を設定し，相当程度の支払準備金を保有するいわゆる「修正賦課方式」と言われる方式に変更された。また，財政状況については，「楽観的」,「中位」,「悲観的」の３種類の仮定の下，75年の長期見通しを立てている。

信託基金に預託された資産のうち，給付及び管理費用に充てられない積立金は，政府による民間企業活動への介入を防止するため株式にも社債にも一切投資されず，すべて財務省特別債券で運用されている。

なお，2018年末時点での信託基金の資産総額は，２兆8,974億ドル（約319兆円）となっており，前年末からは250億ドル（約３兆円）増加した。ただし，運用収益の808億ドル（約９兆円）を除くと支出超過となっている[11]。

7．制度の企画，運営体制

社会保障年金制度の企画・運営は，基本的に社会保障庁が担当している。社会保障庁は本部をメリーランド州ボルチモアに置き，全米10か所に地方事務局，６か所のデータ処理センター，約1,230か所の社会保障事務所が設置され，約６万人の連邦職員が，州職員等の援助を得て，業務を行っている。具体的な業務としては，適用対象者の登録，保険料納付の記録及び転職に伴う通算措置や年金給付額の算定，申請手続等である。なお，企業年金制度については，労働省及び内国歳入庁が所管している。

8．最近の議論や検討の動向，課題（今後の見通し，評価を含む）

社会保障年金の財政状況については，ベビーブーマー世代（1946年から64年の間に出生した世代）の大量退職，合計特殊出生率の上昇を上回る平均寿命の伸長等により非常に厳しい状況にあり，2010年以降，支出総額が保険料収入等を上回る状況が続き，運用収益によって資産の純増加分を確保している。

社会保障庁が毎年公表している社会保障基金年次報告は，改革を行わない限り，将来的には運用収益を加味しても支出総額が収入総額を上回り，近い将来に基金が枯渇し，必要な給付ができなくなる可能性について警鐘を鳴らし続けている。2020年の報告書によると，2021年には運用収益を加味しても支出

総額が収入総額を上回るようになり，老齢・遺族年金は2034年に，障害年金は2065年に基金が枯渇すると推計されている[12]。なお，この推計では，新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響は加味されていない。

2017年１月には，共和党のトランプ大統領が就任したものの，これまで社会保障年金に関して具体的な政策案は示していない。また，2019年１月に民主党議員が，社会保障年金の給付増，高額所得者の負担増等を内容とする法案（Social Security 2100 Act）を議会に提出しているものの，審議はされていない状況である。ただし，新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行がもたらす失業等により，所得の減少に伴う保険料収入減，受給者の増加に伴う支出増が見込まれており，社会保障年金の基金の枯渇の時期が早まる可能性も指摘されている[13]。2020年の大統領選挙の後，社会保障年金制度の改革が議論される可能性がある。

社会保障年金とともに老後の生活を支える企業年金等については，決められた拠出額を拠出した後，運用収益等を踏まえて受給額が事後的に決定される確定拠出型プラン（Defined Contribution Plan）が普及しており，小規模事業主へのカバレッジの拡大や加入者が適切に資産運用を行うための投資教育が課題となっている。近年では，従業員が加入を明確に拒否しない限りは自動的に制度に加入する「自動加入制度」の導入，年齢に合わせて資産配分を自動的に変化させる「ターゲット・デイト・ファンド」のデフォルト設定等により，カバレッジの拡大や資産運用を促す取組が拡大している。2019年には，複数事業主プランの要件緩和，パートタイム従業員のプランへの加入促進等を内容とする法案（Setting Every Community Up for Retirement Enhancement Act（SECURE 法案））が成立し，企業年金等を活用して退職後の所得確保をより一層図る方向性となっている。

〈注〉

1 現在，医政局研究開発振興課に所属。Washington, D.C.のEmployee Benefit Research Instituteに出向経験あり。

2 Social Security Administration［2019b］, p.12

3 U.S. Census Bureauの2019年推計値。なお，１ドル＝110円（2020年４月中に適用された基準外国為替相場）で計算している。以下，同じ。

4 Social Security Administration［2019a］, Table C

5 同上

6 Social Security Administration［2020b］, Table C

7 Social Security Administration［2020a］

8 同上

9 Congressional Research Service,［2020］, p.5-6

10 Board of Trustees of the Federal Old-Age and Survivors Insurance and Federal Disability Insurance Trust Funds［2020］, TableⅡ.B 1

11 同上，TableⅡ.B 1

12 同上，p３。なお，老齢・遺族年金の基金と障害年金の基金は独立して運営されており，現行法上，相互の資金の繰り入れは認められていない。法改正を行って，繰り入れを認めたとしても，2035年には全体で枯渇すると推計されている。

13 POLITICO社の記事による。

主な参考文献

Board of Trustees of the Federal Old-Age and Survivors Insurance and Federal Disability Insurance Trust Funds,［2020］‘The 2020 Annual Report of the Board of Trustees of the Federal Old-Age and Survivors Insurance and Federal Disability Insurance Trust Funds’

Congressional Research Service,［2020］‘How Social Security Benefits Are Computed: In Breif’

Social Security Administration,［2019a］‘Fact Sheet on The Old-Age, Survivors, and Disability Insurance Program’

Social Security Administration,［2019b］‘Fast Facts & Figures About Social Security, 2019’

Social Security Administration,［2020a］‘OASDI and SSI Program Rates & Limits 2020’

Social Security Administration,［2020b］‘Replacement Rates For Hypothetical Retired Workers’

U.S. Census Bureau, ‘Poverty Thresholds’〈https://www.census.gov/data/tables/time-series/demo/income-poverty/historical-poverty-thresholds.html〉（2020/05/31アクセス）

“Coronavirus could push Social Security to insolvency before 2030,” POLITICO, May 19, 2020〈https://www.politico.com/news/2020/05/17/coronavirus-social-security-2030-261207〉（2020/05/31アクセス）